令和 8 年 10 月 28 日

石川工業高等専門学校 電子情報工学科 教員公募要領

1. 募集人員: 教授，准教授，講師，または助教 1名
「大学・高専機能強化支援事業（高度情報専門人材の確保に向けた機能強化に係る支援）」に関する業務を主とする教員として募集します。
2. 所属学科: 電子情報工学科
3. 専門分野: 電子情報工学
4. 担当科目: 情報リテラシー系授業，電子情報通信工学系科目（応募者の専門分野により応相談）及び電子情報工学実験，卒業研究，専攻科特別研究など
5. 採用予定日: 令和9年4月1日以降のできるだけ早い時期
6. 応募資格:
(1) 博士の学位を有するか，着任後5年以内に博士の学位を取得見込みの方（助教に限る）
(2) 高等専門学校での教育・研究に強い意欲があり，学生指導（学級担任，クラブ顧問，寮生指導等）に理解と熱意を持って積極的に取り組んでいただける方
(3) 産学連携や地域貢献に積極的な方
(4) 特定性犯罪の前科がない方（詳細は，「13 その他」の(4)を参照すること。）
(5) 外国語を母語とする場合，授業及び学生指導，保護者対応を含め校務の遂行が可能な日本語能力を有する方
7. 勤務形態: 原則任期は付さない。ただし，博士の学位を取得見込みの場合（助教に限る）のみ，採用日から5年間の任期付き採用とし，任期中に学位を取得した場合は，任期を付さない教員となる。
※「大学・高専機能強化支援事業（高度情報専門人材の確保に向けた機能強化に係る支援）」の事業期間にかかわらず，原則任期は付しません。
8. 提出書類:
(1) 履歴書（本校指定様式） 注1
(2) 個人調書（本校指定様式） 注1
(3) 主要論文の別刷（5編以内，コピー可）及び 800 字程度の概要（A4判書式自由）
(4) 推薦書1通 注2
ただし，推薦書の用意ができない事情のある場合は，客観的参考意見を伺える方2名の氏名，役職及び連絡先を任意の用紙に記載すること
(5) 学位取得見込みの方のみ，学位取得に関する計画書（様式自由，A4用紙1枚程度で具体的な取得計画を記載すること。）
注1 (1)履歴書及び(2)個人調書の指定様式は本校Webサイトからダウンロードすること。（http://www.ishikawa-nct.ac.jp/koubo/）
注2 (4)推薦書の場合，PDF で提出後，本紙は第2次選考時に持参すること。
9. 応募期限: 令和8年12月10日（木）（必着）
10. 選考方法: 第1次選考： 書類
第2次選考： 面接及び模擬授業（旅費は応募者負担）
11. 書類提出先: 「JREC－IN Portal Web 応募」により提出書類を1つの PDF にまとめてアップロードすること。
提出書類に関するお問い合わせ先
〒929-0392 石川県河北郡津幡町北中条タ 1
石川工業高等専門学校 総務課人事労務係
TEL: 076-288-8012 FAX: 076-288-8014 E-mail: jinji@ishikawa-nct.ac.jp
12.問い合わせ先: 石川工業高等専門学校 電子情報工学科 学科長 小村良太郎
TEL： 076-288-8130 FAX： 076-288-8146 E-mail： komura@ishikawa-nct.ac.jp
13.その他:
(1) 本校は，男女共同参画を推進しており，業績（教育業績，研究業績，社会的貢献，人物を含む。）の評価において同等と認められる場合には，女性を優先的に採用します。

(2) キャリア形成を支援する観点から，他の国立高等専門学校へ人事交流により異動することがあります。
(3) 応募者の個人情報は，石川工業高等専門学校の教員を採用する目的のために利用するものであり，石川工業高等専門学校以外の第三者に提供または公表することはありません。
(4) 本業務へ従事するに当たっては，令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき，特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は，こども性暴力防止法に基づき，本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため，採用条件の一つとして，特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。
※「特定性犯罪」，「特定性犯罪事実該当者」の内容は，参照条文をご参照ください。

（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号）（抄）

（定義）

第二条（略）

７　この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三　児童福祉法第六十条第一項の罪

四　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六　都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ　みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ　正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ　みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ　児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

８　この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三　特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附　則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条　第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一　刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二　刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

２　第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条　第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第２条第７項第６号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和７年政令第 440 号）（抄）第２条及び附則第２項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。